

日本建築学会大会学術講演会 若手優秀発表賞 実施要領

2015年12月8日 学術推進委員会決

2017年4月20日 学術推進委員会改（イ）

1. 目的

日本建築学会大会における学術講演会の活性化、特に若手による学術講演を顕彰するため「若手優秀発表賞」を設ける。これにより若手発表の奨励のみならず、世代を超えた会員相互の学術的交流を喚起し、学術講演会の活性化と質的向上が期待される。

2. 名称

この制度による表彰名は、下記とする。

〇〇年度日本建築学会大会（〇〇）学術講演会

〇〇委員会 若手優秀発表賞

3. 実施主体

実施主体は学術推進委員会傘下の調査研究委員会（または運営委員会）とする。実施の可否の判断を含め、すべてを当該委員会の主体性と責任において行う。

4. 審査対象・授賞件数（イ）

審査対象は、若手（30歳未満：発表年度の4月1日現在）の発表とする。（イ）

授賞件数は、審査対象件数の10%程度とする。（イ）

5. 審査基準・実施方法

審査基準・実施方法は、調査研究委員会（または運営委員会）が定め、審査基準と審査方法をあらかじめ会員に告知する。

6. 公表

審査結果は、調査研究委員会（または運営委員会）の委員長名（または主査名）においてホームページ上で公表するとともに、受賞者に通知する。

附 則 この要領は、2018年度大会より施行する。（イ）